

対米要望の趣旨と目的

日米両国は、日米経済の発展のため、相互に規制と競争政策に関する問題点を指摘し、議論した上で、建設的な対策をとるための努力を続けてきた。その議論の場として、2001年、「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」が設置された。

3年目の対話において、相互利益促進の観点から、我が国は米国に対して以下の趣旨で要望を行うこととした。

日本国民の円滑な米国訪問、滞在を実現するために：

- > 8月からすべての米国ビザ申請者に面接が義務付けられた。また、米国滞在許可証の延長手続に3か月から1年もの長期間を要している。このように、米国の領事関連の制度・規制によって、日本人の米国訪問・滞にますます大きな困難と負担が伴ってきている。
- > テロ対策の重要性について理解は共有するが、これによって、日米間の経済・人的交流に不都合が生じているのみならず、日本国民が持っていた「アメリカ=自由の国」のイメージが損なわれつつある。
- > 経済のみならず日米が同盟国であり友好国であるとの観点から、このような制度・規制を合理的なものにすることを旨とする。

グローバル化時代における外国企業のビジネス環境改善とコスト低減のために：

- > 産業の基本制度である度量衡（長さ、大きさ、重さ）において、米国ではメートル法の導入が遅れている。このように、世界最大の経済大国であり世界経済の牽引車である米国が、世界標準にそぐわない制度を未だ有しており、企業活動のグローバル化に伴い弊害が増大している。
- > 連邦制度のもとで、50の州ごとに制度・規制が異なっている。電気通信、エネルギー分野などにおいて、州をまたいで広域事業を行おうとする者は、事業が展開されているすべての州に対して異なった形式・内容で届出・申請・報告をしなければならず、無用のコストを負わされている。
- > 米国の外交政策や国土安全のための制度の中には、企業の投資や取引意欲を萎縮させるものがある。これら諸制度の発動基準が明確でないために、企業が必要以上に罰則の適用を恐れてしまうためである。制裁法や貨物の保安（セキュリティ）をはじめとする措置が明確・合理的に運用され、企業活動に対する悪影響が排除されることを望む。

自由貿易と競争促進のために：

- > 米国には、世界経済の成長の根本的な原動力である自由貿易と競争の促進にそぐわない制度がある。連邦政府調達における米国製品購入義務づけ、米国船舶に対する巨額の運航補助金などは、競争力のある外国企業を不当に排除し、結果として米国経済そのものの効率性を弱めている。

米国市場の信頼回復のために：

- > 米国の経済と市場への信頼維持は、世界経済の安定成長にとって不可欠の条件である。エネルギーや通信業界の経営スキャンダル、北米北東部大停電が世界に衝撃を与えたのはそのためである。透明かつ安定した競争条件の確保のため、米国政府の一層の努力を期待する。